


第4章

被災地及び被災者への対応・支援



4-1 被災地への職員派遣

(1) 県土整備部

【平成23年度】

- ・岩手県への派遣は、個別に派遣要請があったことから派遣したものである。
- ・福島県への派遣も同様に、個別に派遣要請があり派遣したものである。相馬港湾建設事務所については、災害復旧査定、設計等のために短期的に派遣要請があったことから、また県北建設事務所への派遣については、災害査定後の道路、橋梁等の復旧工事の発注等のため長期的な派遣要請があったことから派遣したものである。
- ・南会津建設事務所への派遣は、平成23年7月の福島豪雨災害復旧業務従事のためのものであるが、福島県において、東日本大震災の復興業務による土木職の不足を補うためのものであることから、被災地への支援として含めた（平成24年度以降も同様）。
- ・矢板土木事務所への派遣は、大震災により、さくら市倉ヶ崎等における土砂災害が発生したことから、災害関連事業の速やかな執行による復旧を図るため派遣したものである。

派遣先		派遣期間	職種等	人数（実人数）
岩手県	1 釜石市役所	約1月 (5/11~31)	行政職（県職員と市町職員による合同チームを派遣）	【県職員】 6名（1か月交代・3班編成） ※うち2名が県土整備部所属 ※県内市町職員と合同で派遣
	2 大槌町役場	約2月 (6/1~7/29)		
福島県	3 相馬港湾建設事務所	約3月 (5/8~8/6)	土木職等	12名（1か月交代・3班編成） ※12名（行政3、土木9） 全員県土整備部所属
	4 県北建設事務所	9月 (7/1~3/31) ※自治法派遣	土木職	6名（3か月交代・3班編成） ※6名全員県土整備部所属
	5 南会津建設事務所	約4月 (9/12~12/28)	土木職	4名（約2か月交代・2班編成） ※4名全員県土整備部所属
栃木県	6 矢板土木事務所	9月 (7/1~3/31)	土木職	5名（3か月交代・3班編成）

【平成24年度】

- ・平成24年度も継続的な支援が必要なことから、全国知事会を窓口として、東北3県から派遣要請があり、それに応える形で職員を派遣したものである（自治法派遣）。

派遣先		派遣期間	職種等	人数（実人数）	
岩手県	1	県土整備部 建築住宅課	1年（4/1～3/31）	機械職	1名（県土整備部所属）
	2	総務部税務課	1年（4/1～3/31）	行政職	1名（県土整備部所属）
福島県	3	いわき建設事務所	1年（4/1～3/31）	土木職	2名（県土整備部所属）
	4	南会津建設事務所	1年（4/1～3/31）	土木職	2名（県土整備部所属）

【平成25年度】

- ・派遣に係る背景は平成24年度と同様（自治法派遣）

派遣先		派遣期間	職種等	人数（実人数）	
岩手県	1	県土整備部 建築住宅課	1年（4/1～3/31）	機械職	1名（県土整備部所属）
	2	いわき建設事務所	1年（4/1～3/31）	土木職	2名（県土整備部所属）
福島県	3	南会津建設事務所	1年（4/1～3/31）	土木職	2名（県土整備部所属）

【平成26年度】

- ・派遣に係る背景は平成24年度と同様（自治法派遣）

派遣先		派遣期間	職種等	人数（実人数）	
岩手県	1	県土整備部 建築住宅課	1年（4/1～3/31）	建築職	1名（県土整備部所属）
	2	いわき建設事務所	1年（4/1～3/31）	土木職	2名（県土整備部所属）
福島県	3	南会津建設事務所	1年（4/1～3/31）	土木職	2名（県土整備部所属）

(2) 公益財団法人 とちぎ建設技術センター**【平成23年度】**

- ・全国建設技術センター等協議会を窓口として、(一財) Fukushima市町村支援機構から積算業務のための派遣要請があり、それに応える形で派遣したものである。

派遣先		派遣期間	職種等	人数(実人数)
福島県	1 (一財) Fukushima市町村支援機構	約4月 (8/19~12/22)	土木職	2名〔1回交代(2か月、2か月)〕

【平成24年度】

- ・福島県への派遣に係る背景は平成23年度と同様
- ・那須塩原市から除染作業監督支援業務の派遣要請があり、それに応える形で派遣したものである。

派遣先		派遣期間	職種等	人数(実人数)
福島県	1 (一財) Fukushima市町村支援機構	約5月 (5/7~9/28)	土木職	2名〔1回交代(3か月、2か月)〕
栃木県	2 那須塩原市	約3月 (1/15~3/31)	土木職	5名

【平成25年度】

- ・那須塩原市への派遣に係る背景は平成24年度と同様
- ・那須町から除染作業監督支援業務の派遣要請があり、それに応える形で派遣したものである。

派遣先		派遣期間	職種等	人数(実人数)
栃木県	1 那須塩原市	1年(4/1~3/31)	土木職	7名
	2 那須町	7月(9/1~3/31)	土木職	1名

【平成26年度】

- ・派遣に係る背景は平成25年度と同様

派遣先		派遣期間	職種等	人数(実人数)
栃木県	1 那須塩原市	1年(4/1~3/31)	土木職	7名
	2 那須町	約9月 (4/3~12/26)	土木職	1名

遠隔地積算支援

【平成25年度】

- ・全国建設技術センター等協議会を窓口として、(一財) Fukushima市町村支援機構から積算業務のための派遣要請があり、それに応える形で職員を現地に派遣せずにインターネット回線でデータのやり取りをして、積算業務を支援したものである。

支援先		支援期間	職種等	人数(実人数)
福島県	1 (一財) Fukushima市町村支援機構	約11月 (5/20~3/31)	土木職	2名〔1回交代(6か月、5か月)〕

【平成26年度】

- ・支援に係る背景は平成25年度と同様

支援先		支援期間	職種等	人数(実人数)
福島県	1 (一財) Fukushima市町村支援機構	6月 (10/1~3/31)	土木職	1名

4-2 被災者・避難者への各種支援

(1) 建築物・宅地の危険度判定

ア 震災建築物応急危険度判定

【県有建築物】

平成23年3月12日から同年3月30日まで、県有建築物の応急危険度判定を実施した。実施人員は延べ160名（県）で、81施設208棟を実施した。

建築物の天井・壁・照明器具等の落下の恐れがあるものや、工作物（塀等）の倒壊の恐れがあるもの、鉄骨ブレースの破断・座屈等により安全性に問題があったものは「危険」と判定し、立入・使用禁止とした（※「県有建築物の応急危険度判定結果」は資料編に掲載）。

【民間建築物】

平成23年3月12日から同年5月16日まで、県内11市5町で住宅等の応急危険度判定を実施した。実施人員は延べ910名（県・市町・設計事務所・（公財）とちぎ建設技術センター）で、5,179棟を実施した。

そのうち県は、1市4町に延べ88名の職員を派遣した。

- ・ 3月24日～4月4日 那須烏山市（8名）
- ・ 3月19日～4月8日 益子町（18名）
- ・ 3月22日～3月23日 市貝町（8名）
- ・ 3月14日～3月18日 芳賀町（15名）
- ・ 3月15日～4月7日 高根沢町（39名）

判定結果は以下のとおり

判定区分	「調査済」 	「要注意」 	「危険」 
危険度	低	中	高
判定数 (県有建築物)	115	57	36
判定数 (民間建築物)	2,658	1,845	676

イ 被災宅地危険度判定

平成23年3月13日から同年4月25日まで、県内8市2町で被災宅地危険度判定を実施した。実施人員は延べ188名で、392箇所を実施した。

そのうち県は、1市2町に延べ27名の職員を派遣した。

- ・ 3月24日～4月25日 那須烏山市（9名）
- ・ 3月19日～3月20日 益子町（14名）
- ・ 3月22日～4月7日 高根沢町（4名）

判定結果は以下のとおり

判定区分	「調査済」	「要注意」	「危険」
	危険度	低	中
判定数	133	244	101



建築物・宅地の危険度判定状況

(2) 住宅等の支援

ア 被災者・避難者への県営住宅の提供

震災により住宅が被災し、住宅に困窮する被災者・避難者に対して県営住宅を無償で提供した。

提供戸数 (一般用) 宝木団地110戸程度

(妊婦用) 宝木団地10戸

実績戸数 (一般用) 47戸 (県内被災者40戸、県外被災者7戸)

(妊婦用) 9戸 (県外被災者9戸)

イ 応急仮設住宅の建設

(ア) 那須烏山市からの要請を受け、震災により住宅に困窮する県民に供給した。

建設地：那須烏山市岩戸地区南那須運動場内

建設戸数：20戸 (1DK、2DK、3K)

事業費：92,956千円

賃貸借期間：平成24年1月31日～平成25年5月8日

戸当たり面積：1DK 19.9㎡、2DK 29.9㎡、3K 39.9㎡

(イ) 那須烏山市からの要望を受け、応急仮設住宅の寒さ対策を実施した。

工事内容：外壁の設置による二重サッシ化、断熱材の追加 (居室周囲)

床下外回りへの幕板設置

追加事業費：15,901千円



ウ 被災者・避難者への民間賃貸住宅情報の提供

震災により住宅が被災し、住宅に困窮する被災者や他県からの避難者に対し、「災害における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書」に基づき、民間賃貸住宅（有料）の空き家情報を提供し、無料で仲介を行った。

実施主体：公益社団法人 栃木県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全日本不動産協会栃木県本部

実施期間：平成23年3月20日～平成23年9月30日

実績：相談件数 295件、成約件数 61件

(3) 被災住宅再建等支援事業

震災により損壊した住宅について、融資を受けて再建等を行う個人に対し市町村が利子補給を行う場合、県がその費用の一部を市町村に補助する制度を創設した。

対象住宅：半壊、一部損壊住宅

対象融資額：5,000千円を限度（ただし、1,000千円未満は補助対象外）

補助限度額：市町村の行う利子補給の1/2以内又は利子補給率0.5%相当額のいずれか低い方の額

補助期間：5年間

実施期間：平成25年度まで

実績：（県内23市町において実施）

H23年度事業実績 352件

H24年度事業実績 530件（内訳：H23申請352件、H24申請178件）

H25年度事業実績 573件（内訳：H23申請336件、H24申請178件、H25申請59件）

(4) 住宅相談会の実施

震災により多くの住宅が被災していることから、県民の安心・安全の確保を図るため、市町と連携し建築の専門家による住宅相談会を実施した。

実施期間：平成23年5月17日～6月21日

実施市町：真岡市、芳賀町、茂木町、高根沢町、市貝町、壬生町、矢板市、下野市、野木町
相談件数57件（うち現地相談31件）



(5) 開発許可の特例措置

県内にある宅地が被災し、転居せざるを得ない場合に、市街地調整区域において住宅の建築等が可能となるよう、開発許可の特例を新設した。

(適用期間：平成23年7月1日～平成26年3月31日：許可実績なし)

東日本大震災により宅地が被災された皆様へ

栃木県では、今般の東日本大震災により、栃木県内にある宅地が被災した方を支援するため、市街化調整区域に転居を希望される場合の特例措置として、都市計画法に基づく開発許可の新しい基準を定めました。

1 対象者

県内にある宅地が、東日本大震災により被災し、同地での建替えが困難となり、転居せざるを得ない方

2 新基準の概要

被災者を支援するため、都市計画法の開発許可を得る際の基準として、新たに以下の2つのものを新設しました。

(1) 東日本大震災により被災した者のための住宅

被災された方が、新たに市街化調整区域に土地を購入等して、自己用の専用住宅を建築することを認めるもの

【主な要件】

- ・おおむね20戸以上の建築物が連たんしている地域の土地であること
- ・開発区域面積は、500㎡以下であること
- ・市街化調整区域以外からの転居の場合は、市街化調整区域に転居することについて、やむを得ない事由があること 等

(2) 東日本大震災により被災した者のための既存住宅の使用者変更

被災された方が、市街化調整区域にある、都市計画法上使用できる人が限定されている既存の専用住宅に居住することを認めるもの

3 適用期間

東日本大震災の発生日からおおむね3年間

※この基準は、中核市である宇都宮市を除き、県内の市街化調整区域における住宅の建築等に適用するものです。

(6) 総合相談所への対応

ア 設置日：平成23年3月16日（水）12時00分

イ 設置場所：

道の駅「那須高原友愛の森」内（平成23年3月16日～5月15日）

道の駅「東山道伊王野」内（平成23年3月16日～25日）

※3月25日（金）20時、総合相談窓口「那須高原友愛の森」に統合

ウ 開設時間：24時間対応（4月13日からは8時00分～20時00分）

エ 主な内容：健康相談の実施、一時避難所の紹介など

オ 相談受付件数：延べ4,325人

（那須高原友愛の森：3,296人、東山道伊王野：1,029人）

カ 紹介した一時避難の人数：延べ1,269人

（那須高原友愛の森：910人、東山道伊王野：359人）

キ 相談所への動員（県土整備部）

日付	道の駅「那須高原友愛の森」		道の駅「東山道伊王野」	
3月16日（水）	8:30～17:15 16:00～24:30	4人 2人	8:30～17:15	2人
3月17日（木）	8:30～17:15 24:00～8:30	1人 2人	8:30～17:15 16:00～24:30 24:00～8:30	1人 2人 2人
3月18日（金）	16:00～24:30	3人	8:30～17:15 16:00～24:30 24:00～8:30	1人 2人 2人
3月19日（土）	16:00～24:30	3人	8:30～17:15	2人
3月20日（日）	8:30～17:15 13:00～24:30	2人 2人	24:00～8:30	3人
3月21日（月）	—		8:30～17:15	5人
3月22日（火）	24:00～8:30	1人	8:30～17:15 24:00～8:30	3人 2人
3月23日（水）	8:30～17:15	2人	24:00～8:30	3人
3月24日（木）	8:00～20:00	3人	—	
3月27日（日）	20:00～8:00	3人	3月25日（金）に総合相談窓口を「那須高原友愛の森」に統合	
3月30日（水）	8:00～20:00	2人		
3月31日（木）	13:00～17:00	2人		
4月1日（金）	8:00～20:00	1人		

4月2日(土)	20:00～8:00	2人
4月4日(月)	20:00～8:00	2人
4月6日(水)	20:00～8:00	1人
4月7日(木)	8:00～20:00	1人
4月9日(土)	20:00～8:00	2人
4月11日(月)	8:00～20:00	1人
4月16日(土)	8:00～20:00	2人
4月17日(日)	8:00～20:00	1人
4月19日(火)	8:00～20:00	1人
4月21日(木)	8:00～20:00	1人
4月22日(金)	8:00～20:00	1人
5月2日(月)	8:00～20:00	1人
5月3日(火)	8:00～20:00	1人
5月7日(土)	8:00～20:00	1人
5月8日(日)	8:00～20:00	1人
5月10日(火)	8:00～20:00	1人
5月15日(日)	8:00～20:00	2人

福島県から避難される方へ

福島県から避難される方を対象に実施している健康相談等の一部変更に関するお知らせ

「東山道伊王野」の総合相談所は、3月25日(金)20時から「那須高原友愛の森」に統合します。
御相談は「那須高原友愛の森」をお願いします。

福島県避難者総合相談所 位置図

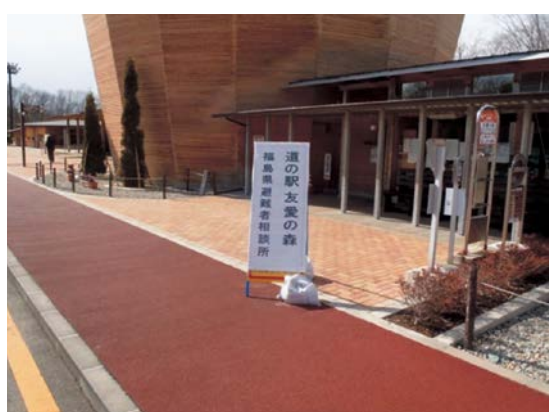
道の駅「那須高原友愛の森」
住所：栃木県那須郡那須町大字長久保93-8
電話：0287-78-3033

東山道伊王野の総合相談所は3月25日(金)20時から那須高原友愛の森に統合します。

道の駅「東山道伊王野」
住所：栃木県那須郡伊王野町大字伊王野459
電話：0287-75-2110

専用電話
道の駅「那須高原友愛の森」 電話：0287-78-3033
道の駅「東山道伊王野」 電話：0287-75-2110(3月25日(金)20時まで)

本編第4章



道の駅「那須高原友愛の森」



道の駅「東山道伊王野」

ク 誘導案内看板製作・設置

詳細は、第2章東日本大震災への対応 2-1 県土整備部各課所の初動対応 (8) 大田原土木事務所 時系列の動きに記載



誘導案内看板の製作完了
(大田原土木事務所)

【相談所での体験談】

- ・ 夜間待機中、暖房がなくて寒かった。
- ・ 夜中はかなり冷え込んでいたので、厚着をして対応した。
- ・ 机の上で仮眠をとった。
- ・ 福島からの来訪者から、給油可能なガソリンスタンドを教えて欲しいと言われ分らないと答えると、「それを調べるのが公務員の仕事だろ」と叱責された。
- ・ 現地で何をすればいいのか、どんなことに気をつけて対応するのかなど、事前説明やマニュアルがない状態だったので、臨機応変に自分で考えて動くしかなかった。
- ・ 避難者から子供が行方不明なので情報を入手して欲しいと頼まれたが、数十分おきにネット検索するのが精一杯で、何も役に立てなかった。
- ・ 前日に相談所への動員が決まったが、相談所へ行くまでの車のガソリンの確保が困難だった。なんとか燃料ありの公用車を見つけて行くことができた。